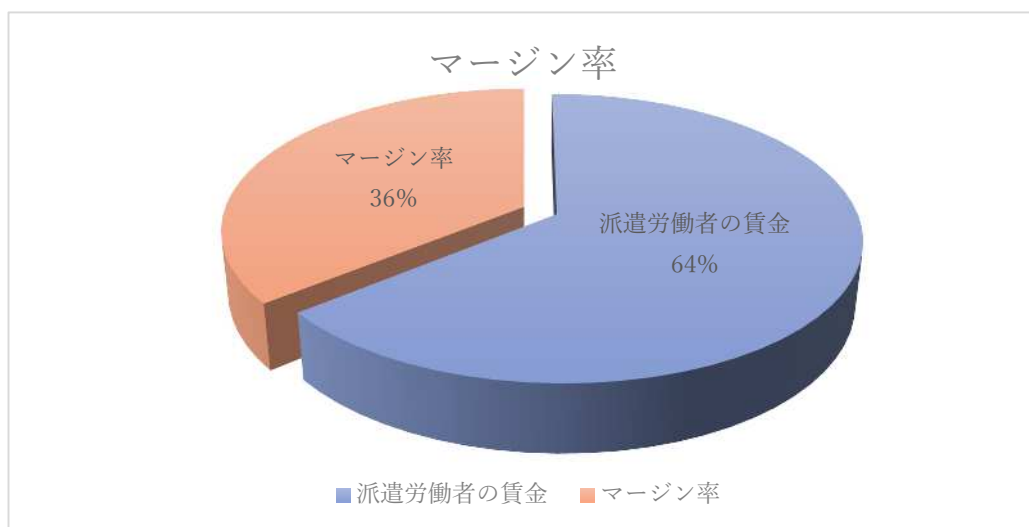


## マージン率等の公開資料

東山株式会社

労働者派遣法第 23 条第 5 号に基づき、下記の情報を提供します。

- 派遣労働者の数 (令和 8 年 6 月 1 日現在) 3 名
- 派遣労働者の役務の提供を受けた事業所の数 (令和 7 年度) 2 事業所
- 令和 7 年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 1 日 (8 時間当たり) 25,872 円
- 令和 7 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 1 日 (8 時間当たり) 16,614 円
- 労働者派遣に関する料金の平均額から労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で控除して得た割合 (マージン率)



マージン率に含まれるもの

- ・ 当社が負担する労災保険料・雇用保険料・厚生年金保険料・健康保険料等
- ・ 派遣労働者が取得する年次有給休暇、慶弔休暇、交通費等に係る費用
- ・ 営業・管理・採用活動・オフィス賃料等、事業運営に係る諸費用
- ・ 派遣労働者に係る教育訓練費用
- ・ 営業利益

### ■ 教育訓練に関する事項 (実施計画)

| 時 期      | 教育訓練の種類   | 実施方法   | 実施主体 | 費用負担 | 給与支給 |
|----------|-----------|--------|------|------|------|
| 入社時～1 年目 | 作業手順      | Off-JT | 派遣先  | 無    | 有    |
| 2 年目     | 機器の機器の取扱い | Off-JT | 派遣先  | 無    | 有    |
| 3 年目     | 課題発見・改善力  | Off-JT | 派遣元  | 無    | 有    |
| 4 年目以降   | マネージメント能力 | Off-JT | 派遣元  | 無    | 有    |

### ■ 同一労働同一賃金における方式の選択

- ・ 労使協定方式 (協定書の有効期間終期 2027 年 3 月 31 日)
- ・ 労使協定の有効範囲: 派遣先業務に従事する従業員

### ■ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口 総務部 TEL: 052-625-0145

